

第2号議案

静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定により、次のように本会に諮問された。

令和5年1月16日提出
静岡県屋外広告物審議会会長

都景第242号-2
令和4年1月16日

静岡県屋外広告物審議会会長 様

静岡県知事 川勝 平太

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく
広告景観保全地区の指定の変更について（諮問）

このことについて、別案により指定の変更を行いたいので、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定により諮問します。

(第2号議案)

静岡県屋外広告物条例第6条の2第1項の規定に基づく
広告景観保全地区の指定の変更について

条例第6条の2第1項の規定に基づく広告景観保全地区の指定（平成29年静岡県告示第758号）の一部を次のように変更する。

変更前	変更後
<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略)</p> <p>なお、上記(1)から(5)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>	<p>2 伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区の区域 (1)～(5) (略) <u>(6) 伊豆縦貫自動車道（河津下田道路）のうち、河津インターチェンジ（仮称）から逆川インターチェンジ（仮称）までの区間（トンネルの区間を除く。）の道路から50メートルの等距離線の範囲内の地域</u></p> <p>なお、上記(1)から(6)までに示す区域のうち、インターチェンジのランプ部は当該広告景観保全地区の区域に含むものとし、沼津市、三島市、裾野市及び伊豆の国市の区域並びに防音壁及び山岳等の自然の立地条件により展望できない区域は当該広告景観保全地区の区域から除外するものとする。</p>

【変更理由等】

1 変更理由

当該路線は、沿道に豊かな自然景観を有するとともに、防災面や観光交流面で大きな役割を果たす基幹的な道路である。今回指定する区間は、令和4年度内に新たに供用開始する区間であり、供用開始後は相当の利用が見込まれている。

本県では、伊豆半島の魅力的な沿道景観を保全する必要性が高いことから、既に供用が開始されている伊豆縦貫自動車道（天城北道路以北）について、沿線市町と連携し、沿道500メートルの範囲を特別規制地域に、沿道50メートルの範囲を広告景観保全地区に指定している。

このため、今回指定する区間等についても既に供用が開始した区間等と同様に特別規制地域及び広告景観保全地区に指定する。また、指定を供用開始と同時期に行うことで、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものである。

2 施行期日

令和5年2月1日から施行する。

3 位置図及び規制図

別紙のとおり（第1号議案と同じ）